②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			

（記載上の注意）

１．議決権保有割合は、総株主等の議決権の数に占める割合を、小数点以下第３位を四捨五入して記載すること（以下この様式において同じ。）。

２．「設立準拠法国等又は国籍等」の欄は、議決権を保有する者が法人である場合には当該法人の設立準拠法国等を、個人である場合には当該個人の国籍等を記載すること（以下この様式において同じ。）。

３．「設立準拠法国等又は国籍等」の欄に記載する情報は、重要維持管理等の委託の相手方が総務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、総務大臣に直接に提出することを報告することとする。

（３）重要維持管理等の委託の相手方の役員

	氏名	生年月日	国籍等
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			

（記載上の注意）

「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報及び当該情報に係る第10条第２項第２号に掲げる書類は、重要維持管理等の委託の相手方が総務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、総務大臣に直接に提出することを報告することとする。